

The Women's Studies Association of Japan

発行 日本女性学会
事務局 〒272-0023
千葉県市川市南八幡1-16-24
TEL 047-370-6068
FAX 047-370-5051
ホームページ
<http://www.joseigakkai-jp.org/>

学会ニュース

日本女性学会
第126号 2012年11月

*会員に送付しているペーパー版の「学会ニュース」とは、内容が一部異なります

目次

2012年度日本女性学会大会 報告……………	1	会員著作紹介……………	5
シンポジウム参加者から……………	2		
ワークショップ報告……………	3		
個人発表一覧……………	5		

2012年度日本女性学会大会 報告

日時：2012年6月2日（土）・3日（日）
会場：大正大学（7号館）東京都豊島区西巢鴨3-20-1

大会シンポジウム

再考・フェミニズムと「母」——異性愛主義と「女」の分断

パネリスト：加納実紀代・松本麻里・水島希
コーディネーター：荒木菜穂・西倉実季・福嶋由里子・堀江有里
参加者：112名

シンポジウム報告

荒木菜穂・西倉実季・福嶋由里子・堀江有里

本シンポジウムは、震災以後の日本において、性別役割分業や「女=母」という図式がより顕在化するなかで、従来のフェミニズムによる「母」をめぐる議論を再考したいという趣旨で開催された。

加納実紀代さんは、近代国民国家の産物である「母」のイメージを受け継ぐ戦後の女性運動を検証し、産む産まないにかかわらず、ケアする者のメタファーとして「母」を捉えることが異性愛主義による「女」の分断からの脱却につながるのではないかという視点を提示した。松本麻理さんは、原発事故後の日本の状況とチェルノブイリ事故後に多数の女性が主体となった「反原発ニューウェーブ」との共通性に注目し、現在の草根運動の中に「母性主義イデオロギー」とは一線を画する実践的意義があることを指摘した。水島希さんは、放射線計測をめぐる首都圏の母親運動を、政府や科学者が主張する科学知に対抗的な「ローカルな知」を産出するものとして位置づけ、フェミニズムの文脈で母親運動が画一的に把握されてしまう状況への疑問を呈した。

パネリスト間のディスカッションでは、各年代の母親主体の運動における実際の当事者には母性主義をめぐるさまざまな認識があることが指摘され、近代の産物としての「母」と、現実の母との関係性をめぐる議論がなされた。フロアからは、たとえメタファーとしてであってもなぜ「母」にこだわるのか、開かれた「母」とは何かをめぐる

議論がなされた。また、「母」をめぐる複数の視点は、「女」を固定的な役割へと縛り付ける異性愛主義という規範を俎上に載せ、フェミニズムが「母」の問題をどう再考していくことにつながるのかについても多くの意見が出された。今回のテーマをめぐって、いくつもの軸が交錯するなかフェミニズムが相互批判も含めてどのように向き合えるのか、今後も対話を継続する必要が確認された。



シンポジウム参加者から

シンポジウム感想

岩川ありさ

6月2日(土)、2012年度日本女性学会大会シンポジウムが行われた。今年のテーマは、「再考・フェミニズムと「母」－異性愛主義と「女」の分断」。2011年3月11日の東日本大震災以降、マスメディアなどの表象において、復興支援活動や放射能被爆と戦う女性たちの姿が「母」と結びつけられることについて問い、再考する目的で、3人のシンポジストが討議を行った。

女性史・ジェンダー史について研究している加納実紀代氏は、近代国民国家の成立にともなって立ち上がった「母」という役割について歴史的に考察し、繰り返し、女性たちが「母」のイメージとして立ち現れることに対して、「自己解放・当事者性」を手放さないかたちで「母」というカテゴリーが未来に開かれる可能性について問題提起を行った。次に、運動史を研究している松本麻里氏は、1986年のチェルノブイリ事故を受けての「反原発ニューウェーブ」の歴史的な展開について述べ、女性たちを分断する「産む／産まない」という二択の問いへと収斂する力学がどのように生じているのかについて、メディアなどの「母親像」と実際の草の根運動との差異の問題を中心にして、政府や社会が掲げる「母性主義イデオロギー」とは一線を画した、危機へと抵抗する女性たちの存在について考察した。

最後に、科学技術社会論を専攻する水島希氏は、関東圏における放射性物質に対する運動について注目しながら、「母親たちのローカルな知」がいかにして科学的な知へと影響を与えているのかについて報告し、現在進行形の「ローカルな知」の実践について述べ、科学知そのものの再編成に女性がどのように参加できるのかという問いを投げかけた。

今年度のシンポジウムでは、異性愛主義のもと、女性を固定的な役割に縛り続けることに抵抗し、母なるものと母でないものが分断されている現状から、女性同士が出会い直すにはどうすればよいのかという問いが通奏低音として流れていた。その中で報告者が感じたのは、

異性愛主義について議論がさらに深まる必要があり、母とは認識されないような多様な女性たちの存在について考察することが不可欠だという点である。フェミニズムにおいて、「母」や「女」といったカテゴリー自体について批判的な議論がなされている現時点において、いかにして新たな視座を得ていくのか、日本女性学会においてさらなる議論が行われることを期待したい。

シンポジウムの感想と考察

古賀友太

わたしは日本女性学会に参加して、原発問題について様々なことを考えさせられた。なぜなら、3人の教授の方々が自分なりの考察を踏まえたうえで、原発問題について言及し議論をしていた様子は、わたしにとって印象的だったからである。

わたしは3人の発表を聞き終わった後に、地域コミュニティ社会の存在は人々にとって必要不可欠なものではないかと考えさせられた。なぜなら、地域コミュニティ社会の存在は、災害に見舞われた被災地の復興に大きな希望を与えることがあると、わたしが考えているからだ。

実際に、東日本大震災の被災地では、地域の人々が協力しコミュニティを形成することで、それが被災地復興への力になっている。

しかし、このような共同体が形成されるのは、東日本大震災のような大きな災害の後だという矛盾があるのではないかと、わたしは考えている。なぜなら、彼らが協力しコミュニティを作る目的は「震災の復興」という目的意識があるからだと考えられるからだ。そして、震災の復興が完了すれば、コミュニティ形成の意義は薄れ、消滅してしまうのではないだろうか。こうしたことは、科学技術が向上し、情報化が進んだ現代社会だからこそ起こりうる問題だと、わたしは考えている。もし、大きな災害が来る前に地域コミュニティ社会を形成することができれば、近隣同士の一体感が生まれ、震災が来てもお互いに助け合うことができるという安心感が生まれるのではないだろうか。そして、より強固な地域コミュニティ社会を作り出すことができるのではないかと考えられる。よってわたしは、地域コミュニティ社会の形成を

推し進めるような国単位での政策の施行が必要なのではないかと考えている。

大会シンポジウム後の感想

大久保佳美

このシンポジウムは、3.11後の女性たちの動向を考える上で、少なからぬ成果をもたらしたと思われる。3.11後の反/脱原発や放射能測定についての母親たちの動き(「運動」)をどう位置付けるかは、重要な課題である。「母親」としての動きなのか、それとも「女」達の運動として捉えるべきか、「当事者」的な一つの「市民」の運動として捉えるべきなのだろうか。「運動」について深く掘り下げる場となった。

パネリスト三者は、三様にこの課題へのアプローチの仕方を示したように思われた。加納氏は、近代に構築された「母性」あるいは「母」との関わりにおいて論じ、松本氏は、運動史的視点からチェルノブイリ事故以降の「原発ニューウェーブ」との共通性において語り、水島氏は「ローカルな知」として母親運動を捉えた。

「運動」へのアプローチの仕方は違ったが、三者はともにこの「運動」を、1955年ごろの「母性」を自認した母親たちの運動とは峻別するスタンスをとっていた。この「運動」を多くのメディアが「母性」の発露のように捉えたのとは、実態は異なり、母親たちは、「母性主義イデオロギー」とは一線を画し、実践的で科学主義的な動向を示したという。また母親だけの運動ではなく、子を持たぬ女性や男性も含んだ運動であるとの報告がされた。それは、母親を多く含んでいても「市民」としての運動の色彩が強かったとも解釈できるように思われた。だからこそ、3.11当初よりの母親たちの「運動」が、「あじさい革命」と呼ばれる反原発抗議行動につながってきたのではなからうか。毎週金曜の首相官邸前の原発を訴える抗議行動は、多くの母親たちを含んでいるが、その母親たちは「母」としてではなく「市民」として参加しているからである。

それでも、「母」という問題は残る。シンポジウムの会場から、本質主義まみれの「母」という言葉をなぜ使うのかという疑問が投げかけられた。「母」や「母性」を取り去った後に、母親のうちに何が残るだろうか？それは、ニュートラルな「市民」なのか？それとも新たな「はは」なのか？ 3.11後のオンゴーイングな母親たちの動きを見つめながら、問い続ける必要があるのではなからうか。

シンポジウム感想

伊藤良子

女性たちが「母」の立場で「子どもを守るために」脱原発/反原発を語り、「母性」が称揚されることに対して、違和感や危惧が表明されている。加納実紀代さんの発表を通して、これらの違和感や危惧が、「母性」が生物学的な本質主義に還元され、家父長制が再生産されることに対して生じているということが理解できた。

しかし、女性たちが、本質主義に内在するリスクに自覚的であり、母として子どもを守るという母性主義を「戦略的」に援用することができるならば、それらの価値観を内面化している「男性たち」に対して有効な戦略にもなりうるだろう。子どもたちが、大人の判断力と保護が必要な存在であることに違いはないのだから。その大人というのが、加納さんが提案された「ケアするもの」としての「母」でもよいし、本当の「母」であってもよいのではないだろうか。

また、松本麻里さんと水島希さんの発表を通して、次のようなことを考えた。女性たちの中には、「母/母ではない人」、「被災地の人/都会の人」という差異があり、被災後の想いや活動内容に違いが生じるのは当然である。つまり、「災害後の女性」や「原発事故後の母親運動」など一括りにして論じることはできず、女性たちの「分断」や「温度差」が生じることもまた所与のことと言える。さまざまな差異があるからこそ、女性たちの問題意識や活動の拠点が増えるのだと考えれば、これらの差異はひとつの資源となり、異なる資源が連帯することによって物事を達成する大きな力を発揮しうるのではないだろうか。

ワークショップ報告

ワークショップ1

(参加者6名、発表者除く数、以下同じ)

草柳和之

「戦争と女性ワークショップの実践—フィリピン元『従軍慰安婦』の体験をもとに」

このワークショップでは、14歳時にフィリピン・レイテ島で“慰安婦”を強要された女性の体験を描いた絵と物語を活用した体験学習を実施した。これは、小グループの討議や、チェックシートに記入して感想を分かち合うなど、我々にとって身近に引き寄せて考えやすい内容となっている。元『従軍慰安婦』問題は、その深刻さに

加え、我々が加害国としての責任を負っているために、恐怖や怒りの感情を呼び起こし、同問題の直視に困難を伴います。当日は、世話人以外は20歳代の学生で4名と少なかったことが残念だった。しかし、同問題に取り組む団体に参加している方で、別種のワークショップを実施した際の困難を語られ、演者は、そのような際のグループワーク技術に関してコメントできた。また、話として聞いていた“慰安婦”としての体験が、よりリアリティをもって理解できた旨の感想をもった方もいた。このワークショップを、男女平等教育と平和教育のツールとして、授業や市民団体の学習で広く活用してほしいと考えている。

.....
ワークショップ2 (9名)

柳本祐加子・辻雄作

「性暴力サバイバーが生きやすい社会へのボトムアップ」

「女性に対する暴力」の中で、DVやストーキング行為はそのサバイバーを支援したり守るための特別な法律制度も整備されるようになってきたが、性暴力については同様のものは存在しない。3年前に開始された裁判員裁判制度が、性犯罪事件の一部を対象とすることが、社会の性犯罪への関心を高めた。現在の裁判制度の下では、法廷におけるサバイバーの二次被害やプライバシーが守れないのではないか、裁判員選任手続きにおいてサバイバーのプライバシーが漏えいしてしまうのではないかといった懸念が出されたり、事件を担当した裁判員が、性犯罪の被害の重大さを思い知らされたといった感想が述べられたりした。

こうした中でわたしたちはいくつか性犯罪・性暴力に対応する仕組みの必要性を認識することとなった。

まず、あらゆる段階で性犯罪・性暴力サバイバーに二次被害を与えない、プライバシーを守る、被害直後からその時、その時その時のニーズに合わせたサバイバー支援が必要であること(例:避難場所提供<証拠確保も含む>、医療的ケア、精神的ケア、加害者の接近を防ぐ措置、就労支援、生活支援など)が明らかとなった。これはDVサバイバーに対する支援をほぼ同じ仕組みが性暴力サバイバーにも必要だということを示している。ここから、性暴力サバイバー支援のための法律が必要だということが導かれる。

次に、性犯罪・性暴力の大多数は、顔見知り加害者である。こうした場合、加害者からの性行為に対しサバイバーが明確に拒否したり、物理的に抵抗したりすることは非常に難しい。ところがサバイバーがどの程度加害

者に抵抗したかが性犯罪成立のために必要だと刑法上解釈されている。ここに被害の実態と法律の間に大きなギャップがある。このギャップをいかに埋めるかが課題である。

第三次男女共同参画基本計画が、「強姦罪の見直し(非親告罪化、性交同意年齢の引上げ、構成要件の見直し等)など性犯罪の処罰の在り方を検討する。」とし、それを受けて2011年の特に秋以降、男女共同参画局・女性に対する暴力に関する専門調査会が検討を重ねている。強かん罪の見直しという、刑法改正も視野に入れた検討が課題とされたのは初めてのことであろう。改正の議論が開始されようとしている今、上記2点の課題について、市民の側からも、サバイバー目線に立った提案をしてゆくことが求められているといえる。

本ワークショップでは、こうした背景事情に基づき、どのような改正案がありうるのか、また、刑法改正等、性犯罪・性暴力に対応する法制度の設立は、決して短時間でできるものではないだけでなく、運用状況をモニターし、よりよい制度改革を続けていくことが必要である。それを確保するために、性暴力防止基本法(仮称)という構想が必要であることを提起した。

当日はこちらの時間配分等に不手際があったことなどもあり、運営方法について意見をいただいたりした。また、基本法という構想について関心もいただき、どのように広めるかといった質問が出たり、それに関する助言的な意見もいただいたりした。今後はこれらワークショップの成果を活かし、性暴力サバイバーのためになる法律の制定や、生きやすい社会の実現に向けて活動を展開してゆきたいと思う。

.....
ワークショップ3 (14名)

黛道子・宮津多美子・伊藤淑子

「物語から考えるジェンダー」

テレビドラマ、アニメ、漫画、映画、小説など、あふれるほどの物語が日々作られ、読まれ、そのなかにジェンダー表現が織り込まれていく。表面的にはジェンダー平等が常識化するなかで、「強い男、弱い女」「導く男、守られる女」という旧来のジェンダー観に基づく物語はいまも記憶に刷り込まれ、男と女の「あるべき姿」のイメージは絶えず物語を通じて再生産され続けているといえないだろうか。このような問題意識をもとに、アメリカ文化における物語の形成と消費の視点から、児童文学、スレイブ・ナラティブ、ディズニー・アニメを取り上げて話題提供をし、物語とジェンダー観の構築について検

証した。参加者からは、日本の児童文学におけるジェンダー表現との比較や、少年の冒険物語を愛読する少女の意識形成の問題など、興味深い指摘があった。参加者自身の過去の読書体験も含め、どのように物語が消費され、そこからどのような影響がありうるか、興味深い議論が交わされた。

個人研究発表

- 第1分科会**（参加者9名、発表者除く数、以下同じ）
清末愛砂・福嶋由里子●台湾における外国籍配偶者のDV被害者に対する支援政策とその課題
牧野雅子●1958年（昭和33年）の強姦罪認知件数増加をどう読むか
- 第2分科会**（15名）
喜多村百合●インドにおける女性の政治参加とジェンダー化する村落ガヴァナンス—ケーララ州T県S村を中心に
速水裕子●登録型派遣社員女性のストレスと健康管理体制」
氏原陽子●明治末期から昭和初期の小学校女性教員をめぐる政治
- 第3分科会**（21名）
大橋稔●アメリカ黒人女性作家が描く連帯—作品を繋ぐ線

- 桑原桃音●ティーンズ誌にみる女子中高生の性愛表象の変容—1970～90年代の『セブンティーン』における恋愛記事の分析
今井大輔●翻訳にみる日本語のジェンダー・バイアス—洋楽「対訳」を材料に

第4分科会（10名）

- 村田泰子●授乳期における母子の葛藤と利害の対立
島原三枝●家族介護における介護者の配置とジェンダーについて
西村理恵●「初版 母性看護学」テキストにみる母性観とその背景

ビデオ上映・懇親会

今年も、懇親会に出席する非会員の方々のために、総会時間中にビデオ上映を行いました。
上映作品は、『ウーマン・ラブ・ウーマン』でした。この作品は中絶問題を扱った『スリーウイメン この壁が話せたら』(If These Walls Could Talk)の続編で、2000年に作成されたものです。
懇親会は、大正大学2号館8階会議室で開催され、参加人数は43名でした。



会員の著作

- ・ 小山美沙子著『17—18世紀フランスの女子教育と学びのすすめ—花開くサロン文化と女子の知育擁護論—（増補改訂版）』三恵社、2012年
- ・ 中村桃子著『女ことばと日本語』岩波新書、2012年
- ・ 河合利光編著『家族と生命継承—文化人類学的研究の現在』時潮社、2012年
（宇田川妙子「ジェンダーと親族—女性と家内領域を中心に」）
- ・ 杉浦ミドリ、建石真公子、吉田あけみ、來田享子編著『身体・性・生—個人の尊重とジェンダー』尚学社、2012年

研究会から

以下の研究会に補助金を出すことを決定しました。

- ◆日本女性学会研究会「中国のフェミニストに聞く」
日時：2012年11月10日（土）、14：00—17：00
場所：立正大学
講演：屈雅君「中国における三種の女性話語」
協力：日本軍性暴力パネル展実行委員会